

2023年4月4日

お取引先各位

日本特殊塗料株式会社
塗料事業本部

厚生労働省告示第371号の対応について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省は、労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づき、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものを厚生労働省告示第371号で告示いたしました

告示では、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物であって、令和3年3月31日までに当該区分に該当すると分類されたものが対象となります。(ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。)

当社は、原材料メーカーに対して対象化学物質の判定を依頼しています。結果が判明次第、順次 SDS 及びラベルの改訂を実施いたします。

つきましては、下記成分を用いた原材料について、判定作業に時間を要している状況です。情報が更新され次第、順次 SDS (製品データシート) の改訂を行って参りますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

判定作業に時間を要している成分

- ・ シリカ (参考 CAS 7631-86-9)
- ・ 石英 (参考 CAS 14808-60-7)

以上